

## 半田市文化財保存事業費補助金交付要綱

### (目 的)

第1条 この要綱は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）、愛知県文化財保護条例（昭和30年条例第6号）及び半田市文化財保護条例（昭和52年半田市条例第24号）に規定する文化財の保護に要する経費について、当該文化財の所有者及び管理者に対して交付する補助金に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (補助金の対象事業及び補助金の額)

第2条 補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。ただし、市長が特別に認める場合を除き、事前協議を受けていることを必要とする。

- (1) 文化財保護法に基づく文化財（以下「国指定文化財」という。）の保存事業及び保存施設建設事業
- (2) 愛知県文化財保護条例に基づく文化財（以下「県指定文化財」という。）の保存事業及び保存施設建設事業
- (3) 半田市文化財保護条例に基づく文化財（以下「市指定文化財」という。）の保存事業及び保存施設整備事業

2 市長は、第1項第3号に規定する事業において、補助金の最高限度額の交付を受けた者又は補助対象事業として、4年以内に2回の補助金の交付を受けた者については、その翌年度から5年を経過しなければ補助金を交付することができない。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りではない。

3 補助事業の内容、補助条件、交付の対象、補助対象経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、当該補助事業について指定寄附を受けたときは、その額を補助金の額に加えることができるものとする。

4 補助事業に着手した後、文化財指定に変更があった場合は、当該補助事業完了までは、市指定物件とみなし、半田市文化財保護条例施行規則（昭和40年半田市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱の規定を適用する。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、規則第6条の規定に基づいて行うものとする。

### (補助金の交付決定)

第4条 市長は、補助金の交付申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付決定をするものとする。この場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

**(決定の通知)**

第5条 市長は、補助金の交付決定をした場合は、速やかにその決定内容及びその付した条件を補助金の申請者に通知するものとする。

**(申請の取下げ)**

第6条 補助金の交付決定通知を受けた者が、当該通知の内容又はこれに付された条件に不服がある場合は、申請の取り下げをすることができる。この場合、市長は、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

**(事業内容の変更等)**

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、当該決定に係る事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさない程度の軽微な変更をするときは、この限りではない。

**(検査等)**

第8条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の内容について報告を求め、又は検査することができる。

**(予定期間内に完了しないとき等の報告及び指示)**

第9条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了しないとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

**(実績報告書の提出)**

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して10日を経過した日又は当該年度末までに、規則第7条の規定に基づき実績報告書を提出するものとする。

**(補助金の交付)**

第11条 補助金は、原則として補助事業の完了後交付する。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該事業の完了前に交付することができる。

**(交付決定の取消し又は補助金の返還)**

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一

部を返還させることができる。

- (1) 法令、要綱及び補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の運用又は補助事業の執行方法が不相当と認められるとき。
- (4) 補助事業の決算額が補助基本額に比べ減少したとき。
- (5) 第7条の承認を得ずに補助事業の内容を変更し、又は事業を中止若しくは廃止したとき。
- (6) 提出書類に虚偽の事項を記載する等補助金の請求に関し不正の行為があったとき。

#### (財産処分の制限)

第13条 補助事業者は、補助事業により取得又は効用の増加した財産を市長の承認を受けないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。

2 市長は、補助事業者が前項の承認を得て財産を処分したことにより収入があったときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する額を市に納付させることができる。

#### (委 任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金の交付を受け、事業実施のあったものについては、この要綱により実施されたものとみなす。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に補助金の交付を受け、事業実施のあったものについては、この要綱により実施されたものとみなす。ただし、平成6年度に地方振興事業の採択があったものについてはこの限りではない。

#### 附 則

この要綱は平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事業名	事業内容	補助条件	交付の対象	補助対象事業	補助金の額
文化財保存事業	◎保存修理 ◎建造物防災施設の設置 ◎史跡、名勝天然記念物環境整備 ◎天然記念物保護増殖 ◎公開 ◎1件10万円以上の備品	1. 緊急かつ必要性があること 2. 補助事業経費の財源が確立していること 3. 同一年度内に事業が完了すること	所有者 保存団体 管理者	市が認めた100万円以上の事業 ただし、天然記念物に関しては市が認めた事業（公開の場合は、市が認めた経費）	補助事業経費の2分の1以内とし、1事業当たり2回まで限度額600万円以内とする。ただし、天然記念物に関しては100万円を限度額とする。 国県補助対象となった事業については、次のとおりとする。 （国）補助対象経費の10分の1以内 （県）補助対象経費の6分の1以内 （公開の場合は、補助対象経費の2分の1以内とする）
保存施設整備事業	◎民俗文化財、美術工芸品等指定物件を収蔵する施設の建設及び改修事業 （竣工式の費用は除く）	同上	同上	市が認めた100万円以上の事業	補助事業経費の2分の1以内とし、1事業当たり2回まで限度額600万円以内とする。 国県補助対象となった事業については、次のとおりとする。 （国）補助対象経費の10分の1以内 （県）補助対象経費の6分の1以内
文化財防火設備設置事業	◎山車蔵の防火設備の設置	同上	同上	市が認めた消火器具の設置事業	補助対象経費の2分の1以内
文化財防犯設備設置事業	◎指定物件又は指定物件を収蔵若しくは管理する施設への防犯設備の設置	同上	同上	市が認めた防犯設備の設置事業	補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、10万円を限度額とする。
文化財保存伝承	国、県及び市指定文化財の維持管理並びに伝承に要する事業	市が必要と認めた事業	保存団体 保存技術保持者		市長が事業の実施に必要と認めた額



# 事業計画書

1 事業名

2 事業の実施方法 直営 ・ 請負 ・ 委託

(請負、委託の場合は請負先、委託先を記す。)

3 事業の内容

注 修理、施設建設等工事を実施する場合は別に設計仕様書及び設計図又は実施方法及び内容を詳細に示す書類を添付のこと。

申請事業にかかる収支予算書

(収 入)

区 分	年度 収入予定額			計	備 考
所 有 者 負 担 額					
県費補助金					
市費補助金					
合 計					

(支 出)

区 分	年度 支出予定額			計	備 考
合 計					





事業行程表

事業名							期間		年 月 日着手 年 月 日完了					
	施行部目	全事業に対する比	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	%													
	100%													

注 各部目ごとに施行期間を  により示すこと。

## 収 支 状 況 調 書

(収 入)

科 目	年度収入済額		年度収入予定額	
	金 額	備 考	金 額	備 考
合 計				

(支 出)

科 目	年度支出済額		年度支出予定額	
	金 額	備 考	金 額	備 考
合 計				

注 この調書は、通常の運営費を記入することとし、申請事業に係る経費は除く。

半博 第 号  
年 月 日

殿

半田市教育委員会  
教育長

年度文化財保存修理補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のありました 年度  
文化財保存修理補助金が交付決定されましたので通知します。

記

補助事業者	名称	事業内容	事業総経費	半田市決定額

※ 本事業の遂行にあたっては、半田市文化財保存事業費補助金交付要綱の定めるところにより実施しなければならない。

※ この補助金は、事業完了後全額精算払いにより交付します。

# 半田市指定文化財補助事業等実績報告書

年 月 日

半田市長 殿

住 所  
氏 名  
(名 称)

年 月 日付け半田市教育委員会指令第 号で市費補助金等の交付  
決定の指令を受けた半田市指定文化財補助事業等について下記のとおり報告します。

## 記

- 1 種別、名称及び員数
- 2 指定書（認定書）の番号及び指定（認定）年月日
- 3 補助事業等の名称
- 4 補助金等交付決定額 金 円
- 5 補助事業等着手年月日及び経過  
着手 年 月 日
- 6 完了年月日及び完了の状況  
完了 年 月 日
- 7 その他参考となるべき事項

## 補助事業実施書

1 事業名

2 事業実施の具体的方法 直営 ・ 請負 ・ 委託

(請負、委託の場合は請負先、委託先を記す。)

3 事業の実施期日

施工部目	着手年月日	完了年月日

4 事業の施行内容

注 修理、施設建設等工事を実施する場合には別に設計仕様書及び設計図又は実施方法及び内容を詳細に示す書類を添付のこと。



補助事業に係る収支決算書

(収 入)

区 分	年度予算額	決 算 額	備考 (増減理由)
合 計			

(支 出)

区 分	年度予算額	決 算 額	備考 (増減理由)
合 計			



## 収 支 決 算 調 書

### (収 入)

科 目	年 度 予 算 額	収 入 済 額 年 月 日	今 後 収 入 見 込 額	計	備 考
合 計					

### (支 出)

科 目	年 度 予 算 額	収 入 済 額 年 月 日	今 後 支 出 見 込 額	計	備 考
合 計					

注 この調書は、通常の運営費を記入することとし、申請事業に係る経費は除く。

補助事業完了届

年 月 日

半田市長

殿

住 所  
氏 名  
(名 称)

下記のとおり補助事業が完了しましたのでお届けします。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の実施期間

年 月 日 着手

年 月 日 完了

3 補助金の交付決定額

金 円

4 添付書類